

## 鳥取藝住実行委員会

# 理事会規程

### (目的)

第1条 鳥取藝住実行委員会（以下「本会」という。）の理事会の運営については、会則第7条第1項に定めるもののほか、本規程によるものとする。

### (構成と機能)

第2条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

2 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 理事会は、次の事項を審議する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の遂行に関する事項

(3)その他本会の業務の執行に関する事項

### (開催の時期等)

第3条 理事会の種類は定例理事会と臨時理事会の2種とし、いずれも委員長が招集する。

2 定例理事会は、毎事業年度中に2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事現存数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載する書面をもって召集の請求があったとき

(2)監事から召集の請求があったとき

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及び電磁的記録をもって、少なくとも開催日の1週間前までに通知しなければならない。但し、全理事の同意があるときには、この手続きを経ずして開催することができる。

### (議事の進行等)

第4条 理事会の議長は、委員長がこれにあたる。

2 理事会は、理事現存数の半数以上の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う。

5 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

### (表決等)

第5条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定によって表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。

(事務局)

第6条 理事会の事務は、事務局長がこれに当たる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の審議を経て委員長が行う。

## 付 則

この規定は令和4年9月16日から施行する。